

令和6年第1回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

- 1. 開催日時 令和6年3月8日
- 1. 開催場所 西予市議会第2委員会室
- 1. 開 会 令和6年3月8日
午前8時58分
- 1. 閉 会 令和6年3月8日
午前11時16分

- 1. 出席委員
 - 委員長 加藤 美香
 - 副委員長 井関 陽一
 - 委員 中村 一雅
 - 委員 山本 英明
 - 委員 二宮 一朗
 - 委員 酒井 宇之吉

- 1. 欠席委員
なし

- 1. 出席説明員
 - 生活福祉部長
 - 兼福祉事務所長 一井 健二
 - 市民課長 兵頭 俊也
 - 人権啓発課長 浅井 裕史
 - 市民課長補佐 二宮 厚彦
 - 市民課長補佐 二宮 国男
 - 市民課係長 小野 恵
 - 市民課係長 松田 望
 - 市民課係長 竹田 哲志
 - 城川支所地域生活課主幹 伊井 健一
 - 城川支所地域生活課主任 松本 沙織
 - 三瓶支所地域生活課長補佐 田中 長治
 - 人権啓発課長補佐 三好俊一郎
 - 人権啓発課係長 二宮 瑞代

- 1. 出席議会事務局職員
 - 書記 脇本 美登利

- 1. 会議に付した事件
 - 議案第42号 令和6年度西予市一般会計予算
 - 議案第44号 令和6年度西予市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第45号 令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計予算

- 1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時58分

○加藤委員長

本日も引き続き、厚生常任委員会審査を行います。

審査に入る前に土居課長より訂正がございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○土居長寿介護課長

昨日の議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」の長寿介護課所管分の説明の折、山本委員から御質問のありました、シルバー人材センターへの支援についての回答の中で、同程度の補助が県から補助されると申し上げましたが、国からの補助でしたので訂正をお願いいたします。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時0分)

【生活福祉部】

【市民課】

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前9時0分)

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち市民課所管分、議案第44号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計予算」、議案第45号「令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」の3議案について関連がありますので、一括議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

それでは議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」、議案第44号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計予算」、議案第45号「令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

それでは、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」の市民課所管分につきまして、予算書に基づき御説明を申し上げます。一般会計予算書の65ページから66ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

まず、歳出から御説明をいたします。

2款総務費、2項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1億2356万8000円のうち、職員給与費1億933万1000円を除き、6事業で1423万7000円を予算計上いたし

ました。前年度より241万1000円の増額となっております。主な理由といたしまして、マイナンバーカード交付事業の個人番号カード裏書システムの購入費と機器の保守委託料による増額でございます。事業の内訳といたしましては、事業概要の上から6つの事業になります。令和6年2月末現在、当市では、マイナンバーカード保有率は76.1%となっており、普及率は高止まりの状況にあります。令和6年12月には健康保険証が廃止されますので、これを機に、マイナンバーカードを取得されていない方の取得申請が増加するものと予測されます。窓口での申請対応に加え、来庁が困難な方向けに出張申請も対応することとし、引き続き普及促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、77ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額5億3564万3000円のうち市民課所管分は、78ページの27節繰出金、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業で3億5855万2000円を計上いたしました。昨年度より713万6000円の減額でございます。主な理由といたしまして、被保険者数の減少による保険基盤安定繰入金への減額によるものであります。この繰出金に関しましては、国民健康保険特別会計事業勘定で御説明をいたします。

続きまして、83ページを御覧ください。

5目国民年金事務費、本年度予算額1211万8000円を予算計上いたしました。昨年度より76万8000円の増額でございます。主な理由としまして、職員給与費及び会計年度任用職員給与費の増額によるものでございます。

続きまして86ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目後期高齢者医療費、本年度予算額9億1965万5000円を予算計上いたしました。昨年度より1400万8000円の増額でございます。内訳としまして、後期高齢者医療事業6億1829万2000円で、昨年度より1517万1000円の減額となります。主な理由としまして、令和5年度実績見込みなどにより、広域連合から示された負担金の減額によるものであります。後期高齢者医療特別会計繰出事業3億136万3000円で、昨年度より2917万9000円の増額となります。この繰出事業については、後期高齢者医療特別会計で御説明をいたします。

続きまして、96 ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、本年度予算 3 億 4815 万 6000 円のうち、市民課所管分については 27 節の繰出金、診療所勘定繰出事業で 4562 万 1000 円を計上いたしました。前年度より、1351 万 4000 円の減額でございます。主な理由といたしまして、土居診療所の診療日の見直しによる人件費の減少、各診療所の患者数減少に伴う医薬材料費の減少などに伴って、一般会計からの繰出金が減額となっております。この繰出金につきましては、診療施設勘定会計予算で御説明いたします。

次に、事前に配信させていただいております、令和 6 年度当初予算補足資料、市民課分の 1 ページを御覧ください。

令和 6 年度当初予算歳入特別財源、充当一覧表でございます。左から歳入予算書のページ、款項目節説明、金額、充当先事務事業、金額、備考となっております。歳入については、こちらの一覧表をお目通し願います。

以上で、議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」市民課所管分の御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 44 号「令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計予算」につきまして、予算書及び補足資料に基づき、説明を申し上げます。お手元に配信しております、令和 6 年度当初予算補足資料の 3 ページを御覧ください。

特別会計予算書は 11 ページからになります。

歳出から補足資料 3 ページの右ページをもとに説明させていただきます。資料は左から通し番号、歳出科目、歳出概要、当初予算額、前年度予算額、比較、前年比の順に記載しております。

まず初めに、通し番号①番総務費です。国民健康保険事業に関わる人件費、事務費等となります。5690 万円を計上いたしました。前年度より 1165 万円の減額となっております。減額の主な理由は、職員給与費、管理職分が 1 名分減額となったこと、愛媛県国民健康保険団体連合会の手数料に手数料の見直しがあったこと、また、令和 5 年度は国保総合システムのクライアント端末の更新があったことなどによるものであります。

予算書は 25 ページから 27 ページ、1 款総務費、1 項総務管理費から 4 項趣旨普及費までになります。

次に、②番から⑩番の保険給付費です。一般被保険者分とその他の給付となります。34 億 7580 万 5000 円を計上いたしました。前年度より 2 億 768 万 7000 円の減額でございます。減額の主な理由は、被保険者数の減少に伴う医療費の減少によるものであります。各科目、前年度の実績等から推計し予算計上しております。退職被保険者分につきましては、令和 6 年度より退職者医療制度が廃止となったため計上しておりません。また、傷病手当金につきましては、新型コロナの 5 類移行に伴い、令和 5 年 5 月 7 日で国の財政支援が終了したため、令和 6 年度は計上しておりません。予算書は 27 ページから 30 ページ、2 款保険給付費、1 項療養諸費から 6 項傷病手当費までになります。

次に、⑪番から⑳番の国民健康保険事業納付金です。10 億 8341 万 3000 円を計上いたしました。国保制度改正による広域化に伴い、市町が支払う保険給付費の一部を県が市町に交付するために財源として、県が市町から徴収するものであります。県は、市町の提出する各種データから全体の保険給付費の見込みを立て、所得水準や医療費水準を考慮した上で、市町ごとに納付金として必要な額を決定しております。予算額は、予算書は 30 ページから 31 ページ、3 款国民健康保険事業納付金、1 項医療給付費分から 3 項介護給付金分になります。

次に、㉑番保健事業費の医療費通知費、医療費適正化費です。729 万 1000 円を計上いたしました。医療費通知の郵便料、医療費適正化に関わるレセプト点検の医療審査などの委託料などとなっております。令和 6 年度においても、保険証更新時にジェネリック医療希望シールを配布し、普及啓発を図ることとしております。予算書は 32 ページ、5 款保健事業費、1 項保健事業費、2 目医療費通知費、3 目医療費適正化費になります。

次に、㉒番特定健康診査等事業費です。3675 万 8000 円を計上いたしました。前年度より 275 万 1000 円の減額でございます。特定健診及び特定保健指導に関わる経費となります。予算書は 33 ページの 2 項特定健康診査日等事業費になります。

次に、㉓番直診勘定繰出金です。217 万 3000 円を計上いたしました。僻地直営診療所、土居診療所の運営費に関わる財政支援として、特別調整交

付金で交付されるものです。予算書は 34 ページの 7 款諸支出金、2 項繰入金になります。

次に、㊸番基金積立金です。6 万 8000 円を計上いたしました。財政調整基金の利子などについて、積立てを行うものです。予算書は 33 ページの 6 款基金積立金、1 項基金積立金になります。

次に、㊹番償還金及び還付加算金です。290 万円を計上いたしました。交付金の精算に伴う超過交付分の返還、資格異動などに伴う国税の還付を行うものです。予算書は 34 ページの 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金になります。

次に、㊺番の予備費です。200 万円を計上いたしました。予算書は、34 ページの 8 款予備費、1 項予備費になります。

歳出合計は 46 億 6730 万 8000 円で、前年度より 2 億 8069 万円の減額となります。

次に歳入の御説明をいたします。補足資料 3 ページの左ページを御覧ください。予算書は 21 ページからになります。まず初めに、通し番号①番から③番の保険税です。一般被保険者分 7 億 587 万 1000 円を計上いたしました。前年度より 2266 万円の減額でございます。保険税の算定につきましては、10 月末の調定を元に、被保険者数及び収納率等を考慮して算出しております。予算書は 21 ページ、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税になります。

次に、④から⑧番の国庫支出金です。令和 5 年 4 月から出産育児一時金が 50 万円に上げられたことに伴う国の財政措置として、⑦の出産育児一時金補助金 10 万円を予算計上いたしました。予算書は 22 ページ、4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目出産育児一時金補助金になります。

次に、⑨番から⑭番の県支出金です。国保制度改正による広域化に伴い県より交付されるもので、35 億 3384 万 1000 円を予算計上いたしました。普通交付金と特別交付金でございます。予算書は 22 ページ、5 款県支出金、2 項県補助金、4 目保険給付費等交付金になります。

次に、⑮番から㉓番の一般会計繰入金です。3 億 5855 万 2000 円を計上いたしました。前年度より 713 万 6000 円の減額でございます。主な内容としましては、⑮番の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は 1 億 6190 万 7000 円を計上いたしました。前年度より 1484 万 5000 円の減額でございます。⑯番保険基盤安定繰入金（保険者支援分）

8925 万円を計上いたしました。前年度より 203 万 2000 円の減額でございます。一般会計で国と県の負担金を受入れ、市の負担分を含めた金額を国保特別会計に繰入れます。そのほかに、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、産前産後保険料繰入金を一般会計から繰り入れることとしております。予算書は 23 ページ、7 款繰入金、1 項他会計繰入金になります。

次に㉔番財政調整基金繰入金です。6473 万 8000 円を計上いたしました。被保険者数の減少に伴う税収の減少、一般会計繰入金の減少などを補い、国保財政の安定運営、税率の引上げ緩和を目的として基金を活用するものです。予算書は 23 ページ、7 款繰入金、2 項基金繰入金になります。

歳入予算合計は 46 億 6730 万 8000 円で、前年度より 2 億 8069 万円の減額となります。

当市の国民健康保険は、平成 24 年度決算においては歳入不足分について、財政調整基金を活用しました。現在、財政調整基金残高は 5 億円を超える状況となっており、平成 30 年度に実施した国保税率改正以降は、比較的安定した財政状況で推移してきました。一方で、被保険者数の減少に伴う税収の減少が続いており、高齢化の進行や医療技術の高度化などに伴う保険給付金給付費等の増加も予想されます。今後においても、財政調整基金を運用しながら、健全な運営に努めてまいります。

次に、診療施設勘定会計予算について御説明申し上げます。

予算書の 49 ページを御覧ください。

予算書に基づき歳出から御説明をいたします。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費 6614 万 6000 円を予算計上いたしました。前年度より 1343 万円の減額となっております。減額の主な理由は、土居診療所の診療日の見直しによる人件費の減少によるものでございます。

次に、51 ページを御覧ください。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医業費 2933 万 3000 円を計上いたしました。前年度より 1219 万 4000 円の減額でございます。減額の主な理由は、各診療所の患者数の減少に伴う医薬材料費などの減少によるものでございます。

次に、5 款公債費、1 項公債費、1 目元金 1327 万 8000 円を計上いたしました。前年度より 3,000 円の増額となっております。同じく、2 目利子 1 万 2000 円を計上いたしました。周木診療所及び移動診療車導入に関わる地方債の償還利子によるものでございます。

次に 52 ページを御覧ください。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 15 万円を計上いたしました。

次に 47 ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

1 款診療収入、2 項外来収入、目の合計で 5801 万 7000 円を計上いたしました。前年度より 880 万 1000 円の減額でございます。減額の主な理由は、各診療所の患者数の減少に伴う診療収入の減少によるものでございます。

次に、2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目文書料 53 万 5000 円を計上いたしました。前年度より 8 万 4000 円の減額でございます。

次に、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 4562 万 1000 円を計上いたしました。前年度より 1351 万 4000 円の減額でございます。減額の主な理由は、診療日の見直しによる人件費の減少、患者数の減少による医薬材料費の減少等に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

次に、48 ページを御覧ください。4 款繰入金、2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金 217 万 3000 円を予算計上いたしました。前年度より、281 万 9000 円の減額でございます。土居診療所のへき地直営診療所運営費など補助金の繰入れによるものでございます。

次に、6 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入 257 万 3000 円を予算計上いたしました。前年度より 40 万 6000 円の減額でございます。各診療所の検査等収入でございます。

歳入歳出予算はそれぞれ 1 億 891 万 9000 円で、前年度より 2562 万 4000 円の減額となっております。

診療施設勘定会計予算については、配信しております。令和 6 年度当初予算不足資料の 4 ページにそれぞれの診療所ごとに記載しておりますので、あわせて御覧ください。

以上で、議案第 44 号「令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計予算」についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 45 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の 72 ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

まず歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は 2558 万円を予算計上いたしました。内訳としまして、一般管理費庶務事業 445 万 3000 円及び職員給与費 2112 万 7000 円でございます。前年度より 262 万 2000 円の増額となっております。主な理由としまして、職員給与費の増額によるものでございます。なお、昨年度予定されておりました、5 年に 1 回の標準システムの更新は、システム開発の遅延によっておまして、令和 6 年度に延期となりましたので、12 節システム更新委託料 52 万 3000 円と、17 節機械器具費 69 万円を計上しております。

続きまして、73 ページを御覧ください。

2 項徴収費、1 目徴収費、後期高齢者医療保険料徴収事業、本年度予算 190 万 2000 円を予算計上いたしました。

続きまして、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算 7 億 9858 万円を予算計上いたしました。前年度より 1 億 902 万 8000 円の増額でございます。主な増額の理由といたしまして、令和 6 年、7 年度の後期高齢者保険料率の改定及び被保険者数の増によるものでございます。

続きまして、74 ページの上段を御覧ください。

3 款保健事業費、1 項後期高齢者健康診査事業費、1 目後期高齢者健康診査事業費、本年度予算額 1555 万 7000 円を予算計上いたしました。受診者実績から、見込みによる集団検診負担金などの減額により 60 万 4000 円の減額となっております。

続きまして 4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 100 万円、2 目還付加算金 10 万円、合計 110 万円を予算計上いたしました。所得の更正等で発生する過年度の保険料還付金、加算金を保険者に還付するもので、過年度に遡るため計上するものでございます。

続きまして 75 ページを御覧ください。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度も

前年度と同額の12万円を計上いたしました。

歳出合計8億4283万9000円で1億1098万5000円の増額となっております。これで歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、69ページ上段を御覧ください。

歳入について説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料3億7919万3000円、2 項普通徴収保険料1億4643万7000円、合計5億2563万円を計上いたしました。前年度より8220万7000円の増額でございます。主な理由といたしまして、令和6年、7年の後期高齢者医療保険料率の改定及び、被保険者数の増によるものでございます。

続きまして、2 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目督促手数料、本年度予算5万円を予算計上いたしました。

続きまして、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事業費繰入金5289万7000円、2 目保険基盤安定繰入金2億4846万6000円、合計3億136万3000円を予算計上いたしました。前年度より2917万9000円の増額でございます。主な理由といたしましては、令和6年度の保険料改定及び被保険者数の増加により、保険基盤安定繰入金が増額しているためであります。

続きまして、70 ページ3 段目を御覧ください。

5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金100万円、2 目還付加算金10万円、合計110万円を予算計上いたしました。いずれも前年度と同額でございます。保険料の還付に係る広域連合からの歳入になります。

続きまして、71 ページ下段を御覧ください。

5 項受託事業収入、1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額1469万6000円を予算計上いたしました。前年度より39万5000円の減額でございます。後期高齢者の保健事業と、介護予防の一体的実施及び健康診査に係る費用について、広域連合より交付されるものであります。

以上、歳入の御説明とさせていただきます。

歳入歳出予算それぞれ8億4283万9000円でございます。

以上で、議案45号「令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」の説明とさせていただきます。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定いた

だきますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

被保険者が5年で1,500人ぐらい国保会計で減ってるようなんですが、被保険者の減とそれから後期高齢者につきましても、今年度がピークだと思うんです。来年度か再来年度から75歳以上も西予市減ります。人口減になります。後期高齢者75歳も減っていきます。絶対数が。ですからそこら辺の人口減に対する事業会計が、どのような影響をされると考えておりますか、お聞きします。今年度は県のあれになりまして、何とかやれるようなシステムになってますけど、被保険者が先ほどから、減額のところはほとんど被保険者の減に関わってる。5年間で1,500人ということは、1年間に300人ぐらいずつは減ってる。それから、後期高齢者については増えてるんですけども、結局、今年がピークで、来年度から減っていくと思うんですが、その辺りを今後どのように考えているか。税の在り方について、国保税、そして、後期高齢者は本年度から上がっておりますので、その辺りも含めまして、どのように考えているかお聞きします。なかなか苦しくなるんじゃないかと思えますが。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時36分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前9時38分)

○兵頭市民課長

まず国保のほうに関しましては、やはり今、基盤安定基金というのがあるんですけども、そちらをうまく活用しながら、急激な税収税率の変動がないような運用というところを考慮して、運用していくということになっておりますが、将来的な適正な税率の検討は現在されておまして、将来的には国保の統一ですね、国保料の統一というような動きもございます。後期に関しましては、やはりそういったような問題がございまして、令和6年度、7年度、要は保険料率の変更というところが実施されることとなっております。やはりちょっと保険料が後期のほう上がって、ほかの保険者ですね、国保とか社会保険とか、そちらの安

定化に向けた運用というところを考えられた保険料改正がなされておるといところで、来年度から後期高齢の保険料自体が上がりやすけれども、そちらの適正な保険料の運営がされるというふうに考えております。

○酒井委員

後期高齢保険料っていうのは、結構高いんですよ。70歳から75歳までと、75歳からの分が、75歳になったら何か極端に高くなるような気がするんですけども、やはりそれだけ介護だとかそういうことがあるから、やはり税率を高くしなければいけないかなという感じがしております。

もう1点ありますのは、宇和島市や松山市は、国保税が税扱いになっておりません。徴収金になっておりますが、このあたりにつきましても、本部のほうで、一律にすべきじゃないかと思うんですけども、その辺りの動きはありますか。

続けてですが、徴収金と税金の扱いは、滞納税の中に松山市や宇和島市は滞納整理機構には出せないんです。そして西予市とか税金扱いにしているというところは、滞納整理機構に出せるというようなどころもありますんで、今後、愛媛県下一円にするんだったら、そういう動きを今度何らかの形でつくってほしいなという気持ちもございまして、ちょっとその辺りを、非常に私も後期高齢者になりましたんで、現実にも所得も1割以上のものが1割ぐらいのほうがかかるんで、実際のところ、今度最高は70何万円になると思うんです。その辺りも含めた形で。

○兵頭市民課長

この件に関しまして専門的なところがございまして、係長から説明させていただきます。

○松田市民課係長

国保税と国保料についての御質問ですが、現在愛媛県で国保税水準の県内統一に向けた取組がなされています。具体的には令和6年度から、どのように進めていくかということを考えていく予定になっております。その中で、今の段階で具体的に税と料を一つにするというところまでの話はないんですが、税水準を見直していく中でそういったことが出てきた場合には検討していく必要があると考えております。

○酒井委員

もう一度再度質問いたしますが、後期高齢者の

保険税につきましてお尋ねしますが、6年度から最高は、月額幾らで、年額幾らになっておりますか。

○兵頭市民課長

後期高齢の保険料の限度額なんですけれども、令和6年度が73万円、令和7年度になりますと80万円に上げられるということになっております。

[委員長交代]

○加藤委員

国民健康保険税のことなんですけれども、⑮番の保険基盤安定繰入金についてお伺いいたします。今回下がって減っていると思うんですけども、令和6年のほうが減ってると思うんですけども、これは低所得者の方が減ったからなのか、それとも人数が減ったのか、それともまた収入を得ることが出来たからなのかということをお伺いをちょっと教えていただきたいのと、低所得者の定義をちょっと教えてください。

○兵頭市民課長

この件に関しましても、係長のほうから説明させていただきます。

○井関副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時46分)

○井関副委員長

再開を告げる。(再開 午前9時48分)

○松田市民課係長

保険基盤安定繰入金が増えている件につきましては、被保険者数が減少していく中で、低所得者の方の数も減少をしたためと考えております。この制度における、低所得者の考え方ですが、世帯の中の被保険者全員の前年中の総所得金額の合計が基準以下の世帯ということで、7割軽減、5割軽減、2割軽減を受けられている方ということになっております。

○加藤委員

ちょっと今の説明が分かりにくいので、金額的にどんなことか教えてください。

○松田市民課係長

例えば7割軽減を受けられる方の算定につきましては、基準額の43万円プラス10万円掛ける給与所得者数の数から1を引きまして、その数に応じ43万円をプラスした金額以下の方というような算定式がありまして、それに基づいて計算をしております。

○加藤委員

その計算式よりも金額的にはどれぐらいということをちょっと教えてください。

○井関副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時49分)

○井関副委員長

再開を告げる。(再開 午前9時52分)

○兵頭市民課長

先ほどの加藤委員の御質問なんですけど、ちょっと数値でいうと分かりにくいところがございますので、標準的な4人家族であった場合とか、いろんな分かりやすい資料、国民健康保険の低所得者の資料について、後ほど作成させていただいて提出したいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村委員

マイナンバーカードについてお尋ねいたします。保有率76.1%という説明がございました。一方で令和6年12月をもって、健康保険証は廃止になると。そうすると、西予市内においては12月以降マイナンバーカード保険証として提示すれば、診療を受けられるということになるかと思えますけど、市内における医療機関全てにおいてそういうことができるのでしょうかねえという心配があります。あとまだ保有されていない方についての保有率100%に近づけるための施策とかそういうことがあれば教えていただきたいと思えます。

○兵頭市民課長

先ほど中村委員からの御質問なんですけれども、まずマイナンバーカードでの保険証の対応ができる西予市の医療機関は、私が今知り得る範囲でお答えしますと、病院34施設中32施設が対応出来ております。歯科医院が18施設中13施設、あと薬局も保険証を出すようになると思うんですが、薬局に関しましては、20施設中20全てが対応出来ておるといふふうに聞いております。あとマイナンバーカードの保険証の移行なんですけれども、76.1%なので、あと残りの方に、どれだけ必要性を感じられとるかっていうところがあるんですけれども、先ほども申しましたけれども、出張申請とか、そういった施設のほうへ出向いてですね、まだ取られていない方に対して、啓発して取っていただきたいというところの活動は、来年度もし

ていきたいと思っております。今年度もそういうことで、令和4年度はこちらからお伺いした施設が多かったんですが、令和5年度に関しましては、今のところなかなか動きがなくてですね、施設からの要望もなくて、今3施設行ってですね6名の方が追加で取られたというふうに聞いておまして、今後予定としまして1施設へ行くようになってるんですが、「希望の森」というところなんですけど、そこに行った際にはある程度人数の方が申請されるんじゃないかなと思っております。ですんで来年度もそういう施設側の対応にもよるんですけど、施設側からの要望があった場合には、対応していきたいと考えております。こちらからももちろんアナウンスしていきたいと思っております。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

多少補足をさせていただいたらと思えます。交付事業につきましては当部のほうで主体的にやっていって、今課長説明したとおり、今後の力を入れていくこととしております。一方で活用の部分についてでございますけれども、先ほどおっしゃられました保険証に加えまして、今後運転免許証としての活用、また国としてはいろいろな行政手続の上ベースの簡素化ということで、カードを所持することで手続が書類を持っていかなくても、やっていけるということで各自治体での行政の事務の書類の簡素化というのも、今後、活用面で考えていくということも進んでおります。これにつきましては、市としては政策推進課のほうで、マイナンバー活用という部分で、総括で庁内の取りまとめをして今後検討していくということになるかと思えますので、交付の部分と活用の部分の検討で、並行作業で取り組んでいくことで交付率を上げていきたいと考えております。

○中村委員

先ほど課長の御答弁で施設に出張のマイナンバーカード交付ということがありました。今持たれていない方のメジャーな部分は、そういう施設に入所されている高齢者の方というふうにとらえてよろしいんでしょうか。以前にマイナポイント事業とかで、保有率がぼんぼんと2段階ぐらい上がったみたいなのがあって、あるいはメリットを打ち出して保有をお勧めするというところだったと思えます。今後保険証のかわりにマイナンバーカードということになれば、それは必要に迫られて

やらんといかんみたいなところに少し局面変わっていかうかと思うんですけど、そういうことについては、高齢の方が1番そういう保険証は必要ではないかなあと私は考えるんですが、その点いかがでしょうか。

○兵頭市民課長

マイナンバーカードを取得されていない方っていうのはやはりお年寄りの方、特にこういう役場までの足がない方とか、そういう方が多いように分析されとるんですけども、やはりそこら辺、どうやって今後取り込んでくるかっていうところは先ほどのサービスとこちらの努力によって上げていかなきゃいけないなと。また最後まで分析出来てないところもございますので、こういった年齢層とか、そういったものを再度確認した上で、そういう普及の取組に生かしていきたいと思っています。

[委員長交代]

○加藤委員

今のマイナンバーカードの件なんですけど、施設のほうですよ、希望の森などでマイナンバーカードがつくられてないっていうのは分かるんですけども、その方たちが、言い方がおかしいかもしれないですけど、判断能力というところで難しい方が多々いらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、その辺については、施設の方が代行するというやり方になるのかその辺をお伺いいたします。

○井関副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時0分)

○井関副委員長

再開を告げる。(再開 午前10時2分)

○兵頭市民課長

先ほどの御質問なんですけど、やはり判断出来かねる人っていうのはいらっしゃると思います。そういった方に関しましては施設から、御家族の方に了承を得た上で、マイナンバーカードの取得をするというところの手続きがあるようです。今現在は顔認証だけで暗証番号設定しなくても、顔認証、保険証ですよ、保険証として使う場合には顔認証だけで登録出来ますので、そういった方法もございます。いろんな方法でそういった方にも登録できるような仕組みが、手続きがございましたので、そういったところもアナウンスしながら、普及に努めていけたらと考えております。

○酒井委員

小中学生が2,000人ぐらいおるんですね今、西予市小中学生が2,000人おるんですけど、その中の取得率はどれぐらいになってますか。そして返納された方、以前、多分二宮委員だったと思うんですが、返納行為に出られた方が何人か説明があったんですが、その後は出ておりませんか。

○兵頭市民課長

まず、小中学生の取得率に関しましては、現在ちょっと数値を持っておりませんので、先ほども申しましたけれども、分析ができるようでしたら、分析したいと思っております。返納に関しましては、前回報告してからの返納は今のところ聞いておりません。

○酒井委員

76%の分の中に小中学生、高校生が入ってるんでその辺り分析しないと、先ほどから言ってる年寄り年寄りって言う話が出てますけど、これの数字が、高校生入れると多分3,000人ぐらいなるんじゃないかと思うんですがね、大学生とか。そういう部分がどれだけあって遠隔地におられる方というものも分析して、どこをポイントにして進めるべきかというやつを、やはり戦略的に考えないと、76.1%が高止まりしたままになるというような結果になりますんで、その辺りは細かくやれるような戦略を練って進めていくように、ポイントだけでやるのではなくて、体系的にどうするかというやつを、中村委員が言いましたように将来生活にどうしても必要なものですから、いろんな反対する人もおられますけども、それはそれなりに別の問題として考えたいと思います。

○兵頭市民課長

御意見ありがとうございます。先ほどからもあります今後の施策を考える上で、きちんとした、取得者の分析をした上で、推し進めていきたいと思っておりますので、早急にその分析のほう取りかかりたいと思います。

○二宮委員

先ほど課長の答弁で、使える医療機関が34施設中32というふうな答弁やったんですけども、34の中には、整体治療とかの治療院も保険証もいると思うんですけどそういうのも入ってるんでしょうか。

○兵頭市民課長

先ほどの二宮委員の質問なんですけど、すいませ

ん私が先ほど御説明しました医院というのは医師会のほうに登録されている病院、診療所、分類がそうなるところの病院を指しておるものでありまして、そういう接骨院とかそういったところは入っておりません。そこの部分の対応をしてくるかどうかっていう情報は今知り得ておりません。

○二宮委員

カードを使える機械というか、それが薬局のほうからスタートして今医院のほうに普及したというのは聞いたとるんですけど、そういうところに案内とか啓蒙みたいなのは出来とるんでしょうかね。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時6分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前10時12分)

○兵頭市民課長

先ほどの二宮委員の御質問なんですけれども、医療機関とか薬局に関しましては令和5年4月から義務化が通達されておるんですけども、先ほど言いましたようなあんまの施術とか、そこらで関わる保険証に関しましては、保険証のオンライン資格確認に関しましては、現在のところそういう義務化の通達がされてないという状況で、今後やはりマイナンバーの保険証利用が令和6年度12月に始まった際には、そういった検討がされるのではないかとというようなことが、今情報としては入っておりますけれども、義務化が現在されてないことだけが私の中の確実な情報であります。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○井関副委員長

配信していただいております令和6年度の当初予算歳入充当一覧表なんですけども、これの1番最初の総務手数料のところなんですけども、予算書の数字と、印鑑証明手数料であれば141万6000円になつとるんですけども、この予算書では266万4000円というふうに、その4つぐらいが全部数字が違ってるんですけども、これはどういうふうなためになったんでしょうか。

○兵頭市民課長

この資料が市民課所管分ということで、市民課の分だけを上げておりまして、印鑑証明とかそちらのほうは各支所の生活福祉課でも窓口として対応していただいとるんで、そちらの分が入ってないんでちょっと、若干ずれが出ております。申し訳

ございません。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○山本委員

しつこいんですけど、マイナンバーカードなんですけども、取得していた個人が亡くなったときですね、人が亡くなったときは、宙に浮くんですか、それともずっと死んでもその人のものなんですか。

○兵頭市民課長

マイナンバーカードなんですけど、死亡が確認された時点で、マイナンバーカード自体が無効になります。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

採決は1件ずつ行います。

お諮りいたします。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に議案第44号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

○加藤委員長

次に議案第45号「令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時16分)

【人権啓発課】

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前10時27分)

次に議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち人権啓発課所管分を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

○浅井人権啓発課長

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち人権啓発課所管分につきまして、予算書に基づき御説明させていただきます。

まず歳出から御説明申し上げます。

予算書は78ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉施設費2260万1000円のうち、人権啓発課所管事業は、宇和ふれあいセンター管理運営事業312万円、そして宇和小森会館管理運営事業269万2000円の隣保館の2館に、事業実施に係る経費をそれぞれ計上しております。事業内容としては、各種講座の開催、また、講座ごとの人権学習会の実施、そして訪問相談や各種大会、研修会への参加、人権相談会の開催、施設の維持管理などでございます。この事業は、地域改善事業費補助要綱に基づいて、補助対象となる事業を積極的に実施しております。約7割を補助金で賄っております。

次に、会計年度任用職員給与費でございますが、同じく宇和ふれあいセンター管理運営事業に644万8000円、これは職員2名の報酬費等についての計上です。同じく、宇和小森会館運営管理事業505万8000円、これにつきましては館長と職員1名の報酬費等について計上しているものです。この会計年度任用職員につきましても、補助対象事業となります。

次に、84ページから85ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、6目男女共同参画費9万1000円を計上しております。男女共同参画事業では、啓発資料のチラシ作成や、教材資料の購入費の予算でございます。

次に、7目人権対策費でございます。4941万9000円計上しております。事業内容としては、人権対策費事業に680万1000円、これは人権啓発課の各種事業の推進に必要な報償金や消耗品、使用料として計上し、負担金及び補助金については、各種県団体への負担金合計39万円、そして愛媛県人権対策協議会西予支部補助金として

573万1000円を計上しております。なお、この予算内に、県補助事業、人権啓発委託事業を含んでおります。この補助事業は、市内の子どもたちに、人権について考える機会を与えるため人権の花運動を行い、命の尊さに触れることにより、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的としております。また、人権相談所を開設し、人権侵害等の有事に備える予算として合計19万6000円を計上するものでございます。

次に、改良住宅事業187万7000円につきましては、建物の管理や家賃収入を建設課に移管しております。人権啓発課としましては、入退去の手続や住宅に関する相談等を行っております。

次に、住宅新築資金等貸付金償還事業3万9000円は、昭和40年代同和対策事業の一環として貸付けを行った、住宅新築資金等の償還業務のための消耗品、そして郵券料の予算でございます。

次に、会計年度任用職員給与費でございます。これは、727万2000円につきましては、人権啓発課内の会計年度任用職員であります。人権啓発指導員3名の報酬費等でございます。

次に、同じく85ページから86ページにかけて御説明いたします。

8目人権教育費660万9000円を計上しております。この人権教育事業につきましては、主に愛媛県人権教育協議会西予支部への補助金633万円を交付して、人権同和教育の推進を図ってまいります。この補助金で、地区別校区別等の人権同和教育学習会や人権の集いの開催、また、全国、四国、県レベルの研修会や大会への参加費として計上しております。そして、各種人権テーマにつきまして年間を通して学習する西予市人権同和教育学習会や、子どもたちへの人権学習会、子ども会などを今年予定しております。特色ある取組としましては、ハンセン病患者でありました詩人の塔和子顕彰事業として、香川県にあります国立療養所大島青松園を訪問するための費用なども含まれております。

続きまして歳入に移ります。

19ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項2目1節社会福祉使用料といたしまして、宇和ふれあいセンター使用料5万3000円を計上しております。

次に、29ページをお開きください。

15款県支出金、1項6目2節地域改善対策高等

学校等奨学金事務市町交付金、これは、奨学金事務の説明会や奨学金滞納者の世帯訪問に対する交付金4万5000円を計上しております。

同じページですが、2項県補助金、2目1節の地域交流促進事業費県補助金89万1000円、そして、隣保館運営費県補助金930万4000円は、いずれも隣保館の運営に対する県補助金であります。宇和ふれあいセンター管理運営事業と、宇和小森会館管理運営事業に充てております。補助率は約70%でございます。

次に、33ページを御覧ください。

15款県支出金、3項2目1節人権啓発活動費委託金19万6000円は、人権啓発活動費に係る県の委託金であります。啓発資料の作成と、人権の花運動にこれを充てることとしております。

最後になります。39ページを御覧ください。

20款諸収入、3項1目15節住宅新築資金等貸付金元利収入110万円、これにつきましては、住宅資金等の貸付金に対する、過年度分の徴収金を、計上しております。

以上で、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち人権啓発課所管分について、御説明させていただきました。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

いつもこの問題になりますと、施設とかそういうものがほとんど卯之町に宇和町にあるようになってるんですが、他の地区にはもうほとんど今でもないですか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時39分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前10時39分)

○浅井人権啓発課長

施設についてお答えします。まず隣保館というのがあります。隣保館は西予市内に2つあります。宇和ふれあいセンターと小森会館です。これらは、社会福祉の向上等としてありますが、ほかにありますのは、集会所施設というのがあるんですが、そこも各町に・・・

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時40分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前10時44分)

○浅井人権啓発課長

先ほどの施設の質問についてお答えいたします。西予市内には、隣保館として宇和小森会館と、宇和ふれあいセンターの2館があり、その分館が、仁土集会所と日ノ地集会所、そして川原集会所と、集会所が3つあるんですが、この3つの集会所につきましては現在、休館中でございます。

○酒井委員

「ふれあいだより」とか、「小森だより」とか我々のところには来るんですが、その活動範囲とか状況について、説明していただけますか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時45分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前10時46分)

○浅井人権啓発課長

この件につきましては、三好補佐から説明いたします。

○三好人権啓発課長補佐

ただいま御質問にありました、隣保館の受持ちの範囲ということについて説明いたします。まず、隣保館2つあるんですが宇和小森会館、こちらが担当する範囲が、宇和町の多田地区全域、中川の坂戸を除く中川地区、石城地区全域、明浜町全域、三瓶町全域となっております。もう1つのふれあいセンターは、それ以外の地域ということに、それぞれ受持ち範囲を決めて活動しておるところです。

[委員長交代]

○加藤委員長

2点質問させていただきます。

まず78ページなんですけれども、宇和小森会館管理運営費269万2000円についてなんですけれども、啓蒙活動などいろいろされていると思うんですけれども、この隣保館が小森会館がかなり古くなっていて、やはり修繕なんかをしなくてはならないような状態になってるんじゃないかと思うんですけれども、今後この小森会館を修繕しながら、また運営されていくのかということの方向性をちょっとお聞きしたいです。

もう1点は、84ページなんですけれども、男

女共同参画費ってということなんですけれども、今回 2 万 5000 円減額になってると思うんですけども、この今の時代男女共同参画事業としての減らすっていうことに対して、今のこの世の中、男女共同ということをやっている中減っているということに対してはちょっとどういうことなのか、お聞きいたします。

○井関副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 49 分)

○井関副委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 54 分)

○浅井人権啓発課長

まず 1 点目、小森会館の施設の今後について御説明いたします。まず隣保館であります小森会館は、今後、まず公共施設マネジメントの計画に沿って進めてまいります。また小森会館には役員の方が約 10 名いるんですが、その方々とも今後のことについて方向性を話し合っ決めてまいりたいと思います。それまでは、簡単な修繕等はしてまいります。例えば雨漏り修理とか、ちょっとした、簡単な修繕等是对応してまいります。

もう 1 点の男女共同参画事業についてなんですけど、2 万 5000 円予算が落ちていう件ですけど、まずこれは当初、資料代として書籍を 5 冊程度買う予定だったんですが、5 冊は必要ないだろうということで、5 冊から 2 冊に減らし、ちょっと 2 冊にしました。そしてまた最近、ネットからいろんな情報を得れるということもありまして、消耗品を減らしたということで減額させていただいております。また、人権教育の推進の中で、この男女共同や子ども、女性、いろんな様々な課題がありますが、それらを入権教育の一環として、いろんなテーマに沿って、教育し勉強してまいりたいと思いますので、このような、ちょっと予算的には少ない予算で今年計画しております。

○一井生活部長兼福祉事務所長

小森会館につきましては先ほど課長が申しましたとおり個別計画によって進めてまいります。ざっくりとしたスケジュール感でございますけれども、今年度から 7 年度、3 カ年かけまして、活用の方法とか施設の在り方とか、そういうようなものについて、職員間あるいは利用者の実態調査とか、そういうのを今現在進めておりまして、検討しておる最中でございます。その検討の結果に基づく対応について、令和 8 年度以降進めていくよ

うなことになります。施設自体の活用、中身のソフト事業については、当然継続をしていきますけれども、施設的に非常に狭い土地でございますので、急傾斜地でもあるということで、施設そのものの、そのときについては廃止という選択肢もありますし、仮にまた新たに建てるというまいしてもやっぱ財源的なものがありますので、補助制度も含めながら、もし建てる場合はそういうことも総合的に含めて、検討してまいりたいと思っております。

また先ほどの男女共同参画の部分につきましては、主にこれまで、講師の研修会とか講師の派遣とかですね、そういう委託の分とか、主に消耗品、図書購入も含めた部分で計上させていただきました。先ほどもありましたけれども、いろいろインターネット等を使った教材の活用とか、あるいは、男女共同参画の県のセンターとの教育、視聴機材の貸与とか、そういうようなものなどの手法を使った活用、また講師の派遣と言うような形で取り組んでいきたいと思っております。委員御指摘のように事業予算厳しい中ではありますけれども、できるだけ活動が停滞しないようところで工夫しながら取り組んでいきたいなどは考えております。

○加藤委員長

今の説明は十分分かるんですけども、やはり講師の派遣などというので、そういうもっと啓蒙とか、そういうようなこともできると思っておりますし、もう少しやっぱり今の時代に合った形で予算をつけていただける方向性というのを今後は考えていただけるのかお聞きいたします。

○一井生活部長兼福祉事務所長

今後の予算計上なんですけれども、ちょうど今日は国際的な女性デーという日でもございます。女性の地位向上、差別的な撤廃等のこともありますので、本市の財政部局のほうにも強く要望をしてまいりたいと考えます。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○二宮委員

改良住宅の件でちょっとお伺いをしたいなと思っております。説明の中で建設課に管理委託されということやったんですけども、かなりもう老朽化している。どこも老朽化してると思うんですけども、見てみると、かなり御自分で改造されたような住宅も見受けられたりして、市営住宅とはちょっと一線を画しているなという管理の仕方がね、

そういうふうになんか見受けられるんですけども、将来これどういうふうになんかなり古いんですけど、どういうふうな計画があるのかということと、払下げとか、市営住宅でも古いやつは、そういうことも以前あったんですけどもそういうふうなお考えとかいうのがあるのかどうか、将来の計画についてちょっと教えてください。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時01分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前11時2分)

○一井生活部長兼福祉事務所長

今ほど二宮委員から御質問のございました、住宅でございますけれども、市内においても、御指摘のとおりかなり老朽化が進んでおります。今後に当たりましていろんな選択肢があると思っておりますけれども、補助を受けて住宅を更新する更新住宅等の建設、あるいは先ほどの委員も御質問ありました、譲渡の関係、かなり老朽化しておりますので、受けられるということがどうかというのもありますけれども、それと、現状維持、また市営住宅、一般的な市営住宅への住替えとか、そういうようないろいろな選択があると思っております。今現在メリットデメリットについて精査をしておるところでございますけれども、まず入居者の御意向がどうなのかというのが1番重要と思っておりますので、まず令和6年度においてですね、入居者の方へのアンケート調査を実施をして、今後引き続き住まわれるのか、あるいはそういう御希望があるのかということのまず意向調査を進めてから今後取扱いについて、判断してまいりたいと考えております。

○二宮委員

近年のいろんな災害とかもうちょっと激甚化してる、災害も多いということで、もし万が一のときがあれば、市の責任等もね、やっぱ建物の所有者ということであるとも思いますんで、ぜひ早めの、そういうふうな決断ができるような調査をお願いしたいなと思っております。

○一井生活部長兼福祉事務所長

御意見ありがとうございます。宇和島市においては更新住宅をどうもされておるといようなお話も、近隣のことも伺っておりますので、そういった先進事例も参考にしながら、早急に対応を業務を進めていきたいと考えております。ありがと

うございます。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時5分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前11時8分)

○酒井委員

実は、ちょっと予算には関係ないんですけど、私一遍聞いとかなといけんと思いますが、ハラスメントの防止等に対する規定ってのが、「西予市職員のハラスメントの防止等に関する規定」ってのが、西予市訓令第18号ということで、令和2年6月1日に出てるんですよね。もうハラスメントがどんどんどんどん出始めて、議会も講習受けたりしたときに出たんですけども、これ西予市職員のとあるんですが、西予市議員のというやつが適用できるかできないかちょっとお聞きしときたいんですが。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時9分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前11時15分)

○一井生活部長兼福祉事務所長

現在市役所においても、各市役所あるいは病院、消防、あと、個別にそういったルールづくりをしておりますので、それぞれまた個別のところでお話をいただいたらと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち人権啓発課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時16分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長 加藤 美香